（氏名等を明らかにする措置）

第十条　法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。

２　法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって公正取引委員会が告示で定めるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）

第五条　公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（意見申述等の方式） **第二十八条**　第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。 ［２～４　略］ （文書のファクシミリによる提出） **第三十条**　［略］ 一　［略］ 二　第二十三条の二第一項の申出及び求めを記載した文書 ［三～五　略］ ［２・３　略］ （押印の省略） **第三十条の二**　審査手続において提出すべき文書は、法第四十七条第一項第一号に掲げる処分に基づき提出すべき文書を除き、押印を省略することができる。 ２　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。	（意見申述等の方式） **第二十八条**　第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。 ［２～４　同上］ （文書のファクシミリによる提出） **第三十条**　［同上］ 一　［同上］ 二　第二十三の二条第一項の申出及び求めを記載した文書 ［三～五　同上］ ［２・３　同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。